

中国税務速報

2017年10月23日

1. 区域を跨る税務事項検査管理制度を創新する通知

国家税務総局は、2017年9月15日に「区域を跨る税務事項検査管理制度を創新することに関する通知」（税総発〔2017〕103号）を公布しました。

通知の背景および内容は下記の通りとなります。

1) 現状および通知の背景

中国国内で省や市を跨って事業を運営する企業が多いです。現行の法令に基づき、これらの企業は臨時的な事業を行う場合、所在地において税務登記を行い、180日間有効の外貨登記証を取得することができます。

税総発〔2017〕103号通知はこれらの地域を跨る企業の税務登記や行政手続きの簡略化を目的としています。

2) 税総発〔2017〕103号通知は、次の面において規定しています。

- (1) 納税義務者は地域を跨って事業を行う場合、関連の証明を発行する必要がなくなり、「地域を跨る税務事項報告表」を記入するのみで足りること
- (2) 地域を跨る税務検査管理の固定の有効期限を取り消すこと
- (3) 地域を跨る税務検査管理の情報管理の電子化

本通知は、2017年9月30日よりテスト運用をし、10月30日より正式執行することになります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2829818/content.html>

2. 省を跨る企業税務事項に関する全国通弁の通知

国家税務総局は2017年9月7日に「省を跨る企業税務事項に関する全国通弁の通知」（税総発〔2017〕102号）を公布しました。

「全国通弁」とは、省(自治区、直轄市、計画単列市)を跨って事業を行う企業は、その最寄りの税務機関を選択して他の地域の税務手続きを行う制度です。全国通弁のできる税務事項範囲は4種類の15項目として確定されました。

1) 税務情報報告類

具体的に、銀行預金口座報告、財務会計制度及び会計ソフト届出報告を含む

2) 納税申告類

具体的に、税金未払者の不動産または高額資産処分報告、納税義務者の合併分割情報報告、外注賃貸情報報告、企業年金職業年金源泉報告を含む

3) 優遇税制届出類

具体的に、増値税優遇届出、消費税優遇届出、企業所得税優遇届出、印紙税優遇届出、車両船舶税優遇届出、都市維持建設税優遇届出、教育付加税優遇届出を含む

4) 証明発行類

具体的に、納税証明の発行、個人所得税の納税証明の発行を含む

全国通弁税務事項は、「最寄り税務機関で受理、内部転送、所轄税務機関で手続き後、納税者にフィードバック」の流れで行うことになっています。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2829786/content.html>

3 一部税務事項および送付資料の取り消しに関する通知

国家税務総局は、2017年9月15日に「一部税務事項および送付資料の取り消しに関する通知」（税総函〔2017〕403号）を公布しました。

通知の内容は下記のとおりです。

1) 手続き事項の取消原則

各税務機関は業務の合理性に基づき、納税義務者に権利と責任を返還し、情報の共有およびデータのシェアを前提に、関連手続きを徐々に取り消して行く方針に従います。

2) 送付資料の取消原則

- (1) 関連証書、批准文書など政府のデータ共有により獲得できる情報について、納税義務者の提供する資料の名称、文号、番号などの情報により検索・検証ができれば、資料の原本またはコピーの提出は不要になる。
- (2) 各地税務機関は実名税務登記を実施した場合、税務事項の申請者または代理人の身分証明書原本はすでに確認したため、身分証明書のコピーを再度送付する必要がなく、税務登記証書原本やコピーを送付する必要もない。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2829840/content.html>

4. 外貿総合サービス企業の輸出免税・還付申告の関連事項を調整・改善する公告

国家税務総局は2017年9月13日に「外貿総合サービス企業の輸出免税・還付申告の関連事項を調整・改善する公告」（国家税務総局公告2017年第35号）を公布しました。

公告の背景および内容は下記の通りです。

1) 現状および通知の背景

外貿総合サービス企業とは、中国の企業が製品を海外に輸出する際の融資・通関・増値税還付・保険および物流を一括して請け負うサービス企業のことをいいます。インターネット販売の発展によって誕生した新業態であり、特に中小企業の製品輸出のプラットフォームとして活用されています。

2) 公告の内容

公告の内容は主に下記のものがあります。

- (1) 外貿総合サービス企業の輸出還付の条件を明確にすること
- (2) 外貿総合サービス企業の輸出還付の具体的な方法を明確にすること
- (3) 外貿総合サービス企業が異常な輸出還付を代理申告した場合の具体的な措置を明確にすること
外貿総合サービス企業の関連法律責任および罰則を明確にすること
- (4) 外貿総合サービス企業のその他の税務問題を明確にすること

公告は2017年11月1日より施行し、具体的に輸出通関書類の輸出期日に基づくこととなります。本公告の施行により、国家税務総局公告2014年第13号は廃止されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c2843944/content.html>